公益社団法人伊勢法人会 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人伊勢法人会(以下「本会」という。)の定款 第26条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定め るところによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤理事とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の者をいう。
 - (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第 5 条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価とし て役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のい かんを問わない。
 - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

- 第 3 条 本会は、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができ る。
 - 常勤理事の報酬は月額とし、毎月一定の日に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 常勤理事に対する報酬額は、総会において決定した次の金額を限度と して、理事会において決定する。

常勤理事の報酬総額 年額300万円(月額25万円)

(報酬等の支給方法)

- 第 5 条 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する 本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申 し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第 6 条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することがで きる。

(費用)

第 7 条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公 表)

第 8 条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律第 2 0 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するも のとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱 うものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。